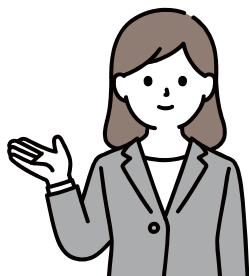




住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金(10万円 / 1世帯) のお知らせ 受取りには手続きが必要です

- ①「**住民税(均等割)が非課税の世帯**」や
②「**令和3年1月以降に新型コロナウィルス感染症の影響により家計が急変した世帯**」は
1世帯あたり10万円 の給付を受けることができます。

- 給付金は **手続きを行わないと受け取れません。**
 - 手続き後、20日程度で金融機関の口座に入金されます。
- 制度や支給に関するご質問は、裏面「問い合わせ先」まで



支給対象の世帯と手続きの方法

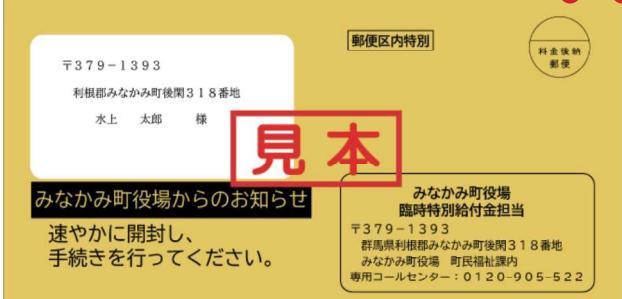
支給対象の世帯 (下記の①または②にあてはまる世帯)

①と②を両方受給することはできません。

① 世帯全員が令和3年度分
「住民税均等割が非課税」の世帯

② 令和3年1月以降の収入が減少し
「住民税非課税相当」
の収入となった世帯(家計急変世帯)

支給対象と見込まれる世帯に
2月1日以降、みなかみ町から
確認書を順次郵送します



中身を確認し必要事項を記入のうえ
同封された封筒で返送してください。

令和3年12月10日時点で住民登録のある
世帯の世帯主あてに郵送します。

詳しくは裏面「①」へ

個別に申請が必要です

申請期間：令和4年 **2月1日(火)**
～令和4年 **9月30日(金)**

家計急変の状況を詳しく
お聞かせいただきます。



左記①に該当しない世帯で
新型コロナウィルス感染症の影響により
収入が著しく減少する等の状況にある方は
「町コールセンター」までご相談ください。

0120-905-522 (9:00～17:00)

詳しくは裏面「②」へ

支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金 支給要件等の詳細

① 令和3年度分住民税（均等割）が非課税の世帯

住民税均等割が非課税の世帯向け制度

この給付の対象となる世帯は、下記のすべてを満たす世帯です

対象と見込まれる世帯には「確認書」が郵送で届きます。

中身を確認し必要事項を記入のうえ、同封された封筒で返送してください。 →  

1. 世帯員全員が令和3年度分**「住民税均等割が非課税」**であること
2. 世帯員に**「課税者から税法上の扶養を受けていない人」**が
ひとり以上いること

(世帯員全員が課税者から税法上の扶養を受けている場合は給付対象となりません。)

「令和3年度住民税(均等割)が非課税の世帯」に該当しない世帯で新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少する等の状況にある方は、下記「家計急変世帯向け」の制度による申請をご相談ください。

② 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が著しく減少する等 世帯全員が住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯向け)

家計急変世帯向け制度

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少する等、世帯員全員の年収見込額が**「住民税均等割非課税水準」**以下となった世帯

家計の急変状況等を申請書に記入し、必要書類とともに提出いただきます。その後審査を経て支給となります。まずは、下記の「みなかみ町コールセンター」までご相談ください。



!
新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

 住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください! 

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)等をかたる不審な電話や郵便があったときは、沼田警察署(0278-22-0110)や警察相談専用電話(#9110)、みなかみ町役場にご連絡ください。

問い合わせ先 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

 内閣府コールセンター
 0120-526-145

受付時間 9:00 ~ 20:30 (12/29~1/3を除く)

 みなかみ町コールセンター
 0120-905-522
受付時間 9:00 ~ 17:00